

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の30の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表その2中32の項を35の項とし、31の項の次に次のように加える。

<p>32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p> <p>(1) 非住宅部分（建</p>		
---	--------------------------------	--	--	--

	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下この項において同じ。)</p>		
	<p>ア 延べ面積300平方メートル未満のもの</p>	1申請につき	10,000円
	<p>イ 延べ面積300平方メートル以上のもの</p>	同	26,000円
	<p>(2) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下この項において同じ。)</p>		
	<p>ア 一戸建ての住宅</p>	同	5,000円
	<p>イ 共同住宅等で延べ面積300平方メートル未満のもの</p>	同	10,000円
	<p>ウ 共同住宅等で延べ面積300平方メートル以上のもの</p>	同	20,000円
	<p>(3) 複合建築物（非住宅部分と住宅部分からなる建築物をいう。以下この項において同じ。)</p>	同	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額

	<p>2 登録建築物調査  機関又は登録住宅  性能評価機関によ  り建築物のエネル  ギー消費性能の向  上に関する法律第  30条第1項各号  に掲げる基準に適  合していると認め  られたもの以外の  ものである場合</p> <p>(1) 非住宅部分</p> <p>ア 延べ面積 300  平方メートル未  満のもの（建築  物エネルギー消  費性能基準等を  定める省令（平  成28年経済産  業省令・国土交  通省令第1号。  以下この項にお  いて「省令」と  いう。）第8条  第1号イ(1)及び  ロ(1)によるも  の)</p> <p>イ 延べ面積 300  平方メートル以  上のもの（省令  第8条第1号イ  (1)及びロ(1)によ  るもの)</p> <p>ウ 延べ面積 300  平方メートル未  満のもの（省令</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>221,000 円</p> <p>358,000 円</p> <p>85,000 円</p>
--	--	----------------------------	---

	第8条第1号イ (2)及びロ(2)によるもの)		
	エ 延べ面積 300 平方メートル以上 のもの (省令第8条第1号イ (2)及びロ(2)によるもの)	同	142,000 円
	(2) 住宅部分		
	ア 一戸建ての住宅 で延べ面積 200 平方メートル 未満のもの	同	34,000 円
	イ 一戸建ての住宅 で延べ面積 200 平方メートル 以上のもの	同	37,000 円
	ウ 共同住宅等で 延べ面積 300 平方メートル 未満のもの	同	67,000 円
	エ 共同住宅等で 延べ面積 300 平方メートル以上 のもの	同	112,000 円
	(3) 複合建築物	同	非住宅部分 認定相当額 に住宅部分 認定相当額 を加算した 額
	<p>摘要</p> <p>1 非住宅部分認定相当額とは、申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計が、この項の(1)非住宅部分の区分に掲げる延べ面積に応じ、それぞれ定め</p>		

		<p>る額をいう。</p> <p>2 住宅部分認定相当額とは、申請に係る建築物の住宅部分（一戸建ての住宅の場合を除く。）の床面積の合計が、この項の(2)住宅部分の区分に掲げる延べ面積に応じ、それぞれ定める額をいう。</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>		
33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1 申請につき	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額
		<p>摘要</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>		
34 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」		

<p>に係る認定 の申請に対 する審査</p>		<p>という。)又は住 宅の品質確保の促 進等に関する法律 第5条第1項に規 定する登録住宅性 能評価機関(以下 この項において「 登録住宅性能評価 機関」という。) により建築物のエ ネルギー消費性能 の向上に関する法 律第2条第3号に 掲げる基準に適合 していると認めら れたものである場 合</p> <p>(1) 非住宅部分(建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第11 条第1項の非住宅 部分をいう。以下 この項において同 じ。)</p> <p>ア 延べ面積300 平方メートル未 満のもの</p> <p>イ 延べ面積300 平方メートル以 上のもの</p> <p>(2) 住宅部分(建 築物のエネルギー消 費性能の向上に関 する法律第11条 第1項の住宅部分</p>	<p>1申請につ き</p> <p>同</p>	<p>10,000円</p> <p>26,000円</p>
---------------------------------	--	--	-----------------------------	-------------------------------

		をいう。以下この項において同じ。)		
		ア 一戸建ての住宅	同	5,000 円
		イ 共同住宅等で延べ面積 300 平方メートル未満のもの	同	10,000 円
		ウ 共同住宅等で延べ面積 300 平方メートル以上のもの	同	20,000 円
		(3) 複合建築物（非住宅部分と住宅部分からなる建築物をいう。以下この項において同じ。)	同	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額
	2	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合		
		(1) 非住宅部分		
		ア 延べ面積 300 平方メートル未満のもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平	同	221,000 円

	成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第1条第1号イによるもの)		
	イ 延べ面積300平方メートル以上のもの(省令第1条第1号イによるもの)	同	358,000円
	ウ 延べ面積300平方メートル未満のもの(省令第1条第1号ロによるもの)	同	85,000円
	エ 延べ面積300平方メートル以上のもの(省令第1条第1号ロによるもの)	同	142,000円
	(2) 住宅部分		
	ア 一戸建ての住宅で延べ面積200平方メートル未満のもの(省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの)	同	34,000円
	イ 一戸建ての住宅で延べ面積200平方メートル以上のもの(省令第1条第2	同	37,000円



	号イ(1)及びロ(1)によるもの)		
ウ	一戸建ての住宅で延べ面積200平方メートル未満のもの(省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの)	同	17,000円
エ	一戸建ての住宅で延べ面積200平方メートル以上のもの(省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの)	同	19,000円
オ	共同住宅等で延べ面積300平方メートル未満のもの(省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの)	同	67,000円
カ	共同住宅等で延べ面積300平方メートル以上のもの(省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの)	同	112,000円
キ	共同住宅等で延べ面積300平方メートル未満のもの(省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)による	同	32,000円

		もの) ク 共同住宅等で 延べ面積 300 平 方メートル以上 のもの (省令第 1 条第 2 号イ(2) 及びロ(2)による もの)	同	56,000 円
		(3) 複合建築物	同	非住宅部分 認定相当額 に住宅部分 認定相当額 を加算した 額
<p>摘要</p> <p>1 非住宅部分認定相当額とは、申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計が、この項の(1)非住宅部分の区分に掲げる延べ面積に応じ、それぞれ定める額をいう。</p> <p>2 住宅部分認定相当額とは、申請に係る建築物の住宅部分（一戸建ての住宅の場合を除く。）の床面積の合計が、この項の(2)住宅部分の区分に掲げる延べ面積に応じ、それぞれ定める額をいう。</p>				

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。